

---

**原 著**

---

# 第11回オリンピック冬季競技大会(1972/札幌)閉会後における 恵庭岳滑降競技場跡地の復原に関する一考察

— 行政文書および大会組織委員会議事録の検討を中心に —

石塚 創也 (公益財団法人日本スポーツ協会)

## A Study of Restoration of the Mt. Eniwa Downhill Events Site after the XI Olympic Winter Games (1972/Sapporo): Analysis of Government Administrative Documents and Minutes of the Organizing Committee for the Olympic Games

ISHIZUKA Soya  
(Japan Sport Association)

Abstract

The Mt. Eniwa downhill events site was constructed for the XI Olympic Winter Games, which were held in Sapporo in 1972 (1972 Sapporo Winter Games). The facilities were dismantled and the site was reforested after the Games, which represents an early example of an environmental issue addressed by the Olympic Movement.

The purpose of this study is to clarify the process that led to the completion of the facilities and the measures taken by the OCOG in response to the request to retain the facilities.

The historical materials used for this study include the minutes of the Organizing Committee for Olympic Games (OCOG) and the administrative documents of the government.

The results of this study are summarized as follows:

- ・ The Ministry of Health and Welfare approved construction on the condition that the facilities on Mt. Eniwa be removed within one year of the Games and trees be cut to the minimum extent necessary and promptly replanted. Subsequently, government of Hokkaido gave the OCOG approval to construct facilities as needed.
- ・ In 1971, Hokkaido gave the OCOG approval to improve the athletes' pathways and the course. The purpose of this course improvement was to ensure safe competition based on the operational results of the pre-games and the points raised by the Fédération Internationale de Ski.
- ・ There was an opinion that the Mt. Eniwa downhill events site should be a permanent facility. However, the OCOG decided to dismantle the facility and reforest the site as originally planned. The decision was made because the OCOG wanted to avoid the growing criticism in the international community for ignoring and neglecting environmental issues.

## I はじめに

1972年に札幌で開催された第11回オリンピック冬季競技大会(以下「札幌大会」と略す)<sup>1)</sup>では、スキー競技の滑降種目<sup>2)</sup>に特化した会場として恵庭岳滑降競技場が建設された。しかし、閉会後には競技設備が撤去され、跡地に植林を施す環境保護対策として恵庭岳滑降競技場復原工事(以下「恵庭岳復原工事」と略す)<sup>3)</sup>が実施された。また、札幌大会の開催準備期<sup>4)</sup>には、恵庭岳滑降競技場の建設をめぐる、国際オリンピック委員会(International Olympic Committee, 以下「IOC」と略す)、札幌大会組織委員会および環境保護団体の間で議論がなされた(一連を「恵庭岳滑降競技場建設問題」とする)。本研究は、恵庭岳滑降競技場建設問題のうち、競技場跡地の処理方策決定以降の競技場竣工に至る経緯と、恵庭岳滑降競技場の存置要望に対する札幌大会組織委員会の対応について検討するものである。

## II 本研究の背景

本章では、本研究の課題を明確にするため、IOCにおける環境保護や持続可能性をめぐる動向について整理した上で、恵庭岳復原工事の実施に至る一連の議論を概観する。

### 1. IOCにおける環境保護・持続可能性をめぐる動向

IOCは、1990年代初頭、オリンピック・ムーブメントの3つの柱として「スポーツ」、「文化」とともに「環境」を掲げた<sup>5)</sup>。この背景には、「環境と開発に関する国連会議」において「持続可能な発展」<sup>6)</sup>を追求することや、国際的に環境保護対策を行うための指針が提案されたことがある<sup>7)</sup>。

近年のIOCの動向としては、2014年にオリンピック・ムーブメントの未来に向けた提言として「オリンピック・アジェンダ2020(Olympic Agenda 2020)」<sup>8)</sup>を発表したことが挙げられる。この提言には、主に1)既存施設や仮設施設の使用を推奨すること、2)後利用を視野に入れ競技場を

建設すること、3)競技種目を他都市や他国で開催することを容認すること、4)IOCが環境保護の重要性を喚起していくことなど、環境保護の追求や持続可能性の確保のためのより具体的な内容が掲げられている。

2017年には、IOCは「持続可能性戦略(Sustainability Strategy)」<sup>9)</sup>として、1)インフラと自然環境、2)調達と資源管理、3)モビリティ、4)ワークフォース、5)気候、の5つの重点項目を設定している。また、この「持続可能性戦略」には、優れたガバナンスは持続可能性を実現するための前提条件であること、さらにはガバナンスを確保することで持続可能性に関する課題を理解でき、その解決に取り組むことを可能にする組織を構築することができると記載されている。

さらに、2021年には、IOCは前掲の「オリンピック・アジェンダ2020」の進捗状況や最新の国際情勢を踏まえた「オリンピック・アジェンダ2020+5(Olympic Agenda 2020+5)」<sup>10)</sup>を発表し、「パリ協定(Paris Agreement)」に沿って二酸化炭素排出量を30%削減すること、約20万トンのCO<sub>2</sub>を吸収する“Olympic Forest”に取り組むこと、国連気候変動枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC)事務局とともに立ち上げた「スポーツを通じた気候行動枠組み(Sports for Climate Action Framework)」を通じて国際競技連盟(International Federation)や国内オリンピック委員会(National Olympic Committee: NOC)におけるカーボン・ニュートラルへの移行を支援すること、そして持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)達成に貢献することを掲げた。

一方、IOCが「環境」に向き合わなければならなくなったのは1960年代から1970年代とされている。Landryら<sup>11)</sup>によれば、IOCは1970年以降、国際情勢のなかで徐々に拡大する環境保護活動に参加していった。また、Chappelet<sup>12)</sup>によれば、オリンピック・ムーブメントにおける環境保護対策の初事例は、1972年に開催された札幌大会

における恵庭岳復原工事であった。なお、1970年代には、1972年に国際連合環境計画（United Nations Environment Programme：UNEP）が設置されるなど、すでに環境問題への対応をグローバルな視点で検討する必要性が問われ、そのための指針が提示されている<sup>13)</sup>。但し、石塚<sup>14)</sup>によれば、当時のIOCは環境問題に対して自ら関与することはなく、環境破壊に対する抗議運動の存在をオリンピック・ムーブメントの推進を脅かす敬遠すべき問題として捉え、その危険性が潜在する立候補都市に開催権を与えぬよう伏線を敷き回避するか、もしくは開催都市の大会組織委員会に対応を迫ったという。

以上の指摘に基づけば、IOCは当初、自ら環境問題に関与することはなかったが、1970年代以降に徐々に国際社会における環境保護に関するムーブメントの趣旨に沿う行動を示すようになった。そして近年では、IOCは国際社会の一員として国際機関との連携を深めつつ、国際スポーツ界を先導する立場として気候変動対策を中心とした環境保護の追求や持続可能性の確保に関する取り組みを推進している。さらにいえば、IOCは、これらの取り組みを推進することは組織におけるガバナンスの確保と軌を一にするものであると認識しているといえる。

## 2. 恵庭岳復原工事の実施に至る一連の議論の概要

恵庭岳滑降競技場の建設に関する準備段階から恵庭岳復原工事の実施を決定するに至る一連の議論の内容を示すものとしては、Tahara<sup>15)</sup>と石塚<sup>16), 17), 18), 19), 20)</sup>による一連の研究がある。ここでは、先行研究の論考に依拠し、恵庭岳滑降競技場問題を概観したい。

滑降競技場としての恵庭岳の選定については、札幌における第10回オリンピック冬季競技大会の招致活動時まで遡ることができる。当初、札幌の招致委員会は、滑降競技場建設候補地を1)手稲山、2)札幌岳、3)恵庭岳の順で挙げていた<sup>21)</sup>。しかし、1962年4月9日に招致委員会は、スキー

コース選定のために招聘された国際スキー連盟（Fédération Internationale de Ski, 以下「FIS」と略す）のフリードル・ヴォルフガング（Friedl Wolfgang）<sup>22)</sup>の助言に基づき、滑降競技場建設地を恵庭岳に選定した<sup>23)</sup>。

恵庭岳が滑降競技場建設地として選定された後、北海道自然保護協会<sup>24)</sup>においてこの問題が議題として挙げられるようになる。1965年12月4日に開催された同協会第10回理事会では、恵庭岳滑降競技場の建設について競技団体や札幌市の関係者と協議することを要望する方針を示すことが確認された<sup>25)</sup>。

その後、第11回オリンピック冬季競技大会の開催地が札幌に決定したことにより、北海道自然保護協会では活発に議論が行われるようになる。1966年6月10日に行われた同協会第12回理事会では、恵庭岳滑降競技場の建設に必ずしも反対ではないが、今後、札幌大会組織委員会に対し自然保護の立場から積極的に働きかけることが確認された<sup>26)</sup>。

ところが、当時の北海道自然保護協会理事長であった井手責夫は、1966年9月2日付の書簡で、その他の有志とともに国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature：IUCN）の理事らから得た恵庭岳使用に対する反対署名を添え、滑降競技場建設地の変更をIOCに要請した<sup>27)</sup>。井手によれば、この変更要請は北海道自然保護協会理事長の立場ではなく、個人の立場で行ったものであったという<sup>28)</sup>。井手<sup>29)</sup>は、滑降競技場建設地の変更要請について次のように述べている。

私達は恵庭岳の使用はどこまでも反対で富良野の滑降コースの改良を主張してやまなかったが、…（中略）…そこで私は条件を出した。使用後は再使用しないで、植林して元型に復する、ということである。定めし非常に費用がかかるだろうが、自然を破壊することが、どれ程高価なものをつくかを知らしめて今後のいましめをしたい、と思ったのであ

る。

井手による滑降競技場建設地の変更要請を受け、IOC会長のアベリー・ブランデージ (Avery Brundage) は札幌大会組織委員会に状況を確認した。その理由は、同大会の立候補都市であったカナダのバンフ (Banff) で行われたものと同種の抗議運動の存在を確認したことによって、恵庭岳の使用、ひいては札幌大会開催への影響を懸念したことにある<sup>30)</sup>。ブランデージは、1966年9月23日、滑降競技場建設地の変更要請について「考慮に値するかどうか」を札幌大会組織委員会に書簡を通じて問い合わせた<sup>31)</sup>。この書簡を受けた札幌大会組織委員会は、1966年10月11日、恵庭岳の使用に対する抗議への対応については既に検討が行われ、解決できる見込みであること書簡を通じてブランデージに報告した<sup>32)</sup>。

井手による滑降競技場建設地の変更要請や、ブランデージと札幌大会組織委員会による書簡を通じた意見交換は、その後の組織委員会と北海道自然保護協会における自然保護のための具体的方策をめぐる議論の契機となった<sup>33)</sup>。1966年10月29日に開催された北海道自然保護協会の第15回理事会では、札幌大会組織委員会が大会閉会後に恵庭岳の競技場設備を全部撤去すると述べたことが報告された<sup>34)</sup>。また、北海道自然保護協会は、1967年2月20日付で大蔵大臣および厚生大臣に対し、競技場設備の撤去と跡地への植林を求める要望書を提出した<sup>35)</sup>。さらに、1967年3月25日に行われた北海道自然保護協会の第17回理事会では、札幌大会組織委員会が競技場跡地の処理を自然の力のみ依存する天然更新とする意向であることが報告された<sup>36)</sup>。ところが、厚生省国立公園局長が北海道知事に宛てた恵庭岳滑降競技場の建設を許可する1968年5月24日付文書には、「従来の林相に早急に回復しうような方法で植林すること」と明記されており、最終的には跡地への植林を条件として恵庭岳滑降競技場の建設が許可されることとなった<sup>37)</sup>。なお、札幌大会開催直前には、近隣都市やスキー連盟の関係者から「この立派なコース

を残したい」という声が出されるなど存置の要望もあったが、札幌大会組織委員会は厚生省が当初承認した条件に従い、予定通り撤去することとした<sup>38)</sup>。

また、この議論の背景には、北海道が北海道自然保護協会の見解を札幌大会組織委員会に伝達していた経緯がみられ、またこの3つの組織には意思決定に影響を与え得る人物がいた。具体的には、北海道自然保護協会会長が札幌大会組織委員会監事を務め、北海道知事が北海道自然保護協会名誉会長、札幌大会組織委員会理事を務めていた<sup>39)</sup>。こうした組織体制の構築は、「少数意見の反映」という明確な意図をもってなされたわけではなかったとはいえ、結果として民主的な意見交換がなされる場を形成することになったと考えられる<sup>40)</sup>。

ちなみに、矢島ら<sup>41)</sup>は、恵庭岳滑降競技場跡における施工後20年の植生回復状況の現地調査から、鬱閉の観点からはほぼ完了したと評価できるものの、景観の修復は長期間の中で考える必要があり、その過程の一断面で評価を速断すべきではないが、現状での景観的な不調和感は樹冠組成の異質さから容易に推測でき、時間が解決する問題として片付けることはできないと報告している。また、先田<sup>42)</sup>は、2013年に現地視察を行った結果、「伐採前と林相は違うものの、森林の再生が曲がりなりにも進んでいる」と評価するものの、「当初の約束であった『従来の林相に回復』したとは言い難い状況にあり、全体として植生は戻りつつあるが、回復にはまだ時間が必要」と指摘している。したがって、復原を完了する時期については「早急に」とされていることから明確ではないものの、少なくとも2013年の時点では、恵庭岳滑降競技場跡地は「約束通り」に復原されたとはいえない状況にある。

### Ⅲ 本研究の課題

以下では、前述した先行研究の成果に基づき、本研究の課題を整理したい。

先行研究では、IOCや札幌大会組織委員会等の

スポーツ関連団体の史資料、北海道自然保護協会等の非スポーツ関連団体の史資料の検討により、恵庭岳滑降競技場建設問題のうち恵庭岳滑降競技場の建設に関する準備段階から恵庭岳復原工事の実施を決定し、かつ競技場跡地の処理方策を決定するに至るまでの経緯が明らかにされている。しかし、これらの研究では、競技場跡地の処理方策決定以降の競技場の竣工に至るまでの経緯については対象とされていない。その理由として、この問題には厚生省や北海道などの行政機関が関わっていたものの、前述したようにIOCや札幌大会組織委員会、北海道自然保護協会の史資料の検討に留まっていることが挙げられる。したがって、本研究において行政機関の史資料を検討することにより、未解明であった競技場跡地の処理方策決定以降の競技場の竣工に至るまでの経緯はもとより、そこでの環境保護の観点からみられる具体的対応が解明されることが期待できる。

また、先行研究では、近隣都市やスキー連盟の関係者が恵庭岳滑降競技場の存置を要望していたことが指摘されている。しかし、この研究では、存置の要望に関する札幌大会組織委員会の対応については対象とされていない。その理由として、最終的に恵庭岳復原工事の実施に着地したという事実があることから、先行研究ではスキー連盟等の「スポーツを推進する側」の視点には焦点が当てられてこなかったと考えられる。したがって、本研究において「スポーツを推進する側」による存置の要望に焦点を当て検討することにより、競技場建設や後利用に対する札幌大会組織委員会の見解、ひいてはその意思決定プロセスが解明されることが期待できる。

さらに、本研究では恵庭岳滑降競技場建設問題を「オリンピック・レガシー」の観点から考察することを試みる。「オリンピック・レガシー」は、オリンピック大会を一過性の経済効果だけでなく、有形および無形を問わず長期的かつ複合的な視点で持続可能性を追求するために考えられた概念である<sup>43), 44), 45)</sup>。一方、本研究が対象とする時期には「オリンピック・レガシー」は

明確に定義されていない。しかし、1955年版から1967年版までの「オリンピック憲章 (Olympic Charter)」<sup>46), 47)</sup>には、“INFORMATION FOR CITIES WHICH DESIRE TO STAGE THE OLYMPIC GAMES”という項が存在し、オリンピック大会の開催によってもたらされる利益に関する記載がある。具体的には、1)オリンピック大会の開催は営利事業ではなく、利益はオリンピック・ムーブメントの推進、あるいはアマチュア・スポーツの発展のために用いられること、2)オリンピック大会を開催することによって、開催地では大会のために建設される施設が市民の財産となり、市民がスポーツ・イベントの楽しみを享受できること、と記述されている。また、石塚<sup>48)</sup>は、札幌大会が開催された時期には「オリンピック・レガシー」という用語が普及していなかったものの、その理念に沿った招致活動を展開するか否かといった観点はIOCが開催地を選択するための判断材料の一つになっていた可能性を示唆している。したがって、本研究が対象とする時期において「オリンピック・レガシー」の観点から考察を行うことにより、今後の気候変動対策を中心とした環境保護に関する取り組みのあり方、ひいては組織における持続可能性やガバナンスの確保のあり方に示唆を与えることが期待できる。

以上を踏まえ、本研究では、恵庭岳滑降競技場跡地の処理方策決定以降の競技場竣工に至る経緯と、恵庭岳滑降競技場の存置要望に対する札幌大会組織委員会の対応、の2点を明らかにする。

史資料は、主に恵庭岳復原工事について言及されている行政文書<sup>49)</sup>、札幌大会組織委員会の第31回および第32回組織委員会の議事録<sup>50), 51)</sup>を用いた。

#### IV 跡地の処理方策決定以降の競技場竣工に至る経緯

前述したように先行研究では、札幌大会組織委員会や北海道自然保護協会の議事録の検討を行い、両者における競技場設備の撤去や跡地の処理等の具体的方策をめぐる議論について明らかにさ

れている。しかし、競技場跡地の処理方策決定以降の競技場竣工に至る経緯についてはほとんど触れられてこなかった。以下では、この課題の解明に迫ることとしたい。

1968年10月1日、厚生省は北海道知事に対し「支笏洞爺国立公園特別地区内仮工作物の新築」について許可した<sup>52)</sup>。この文書には、樹木が伐採された場所への競技設備の建設を包括的に許可することが記載されている。ちなみに、この文書には「今後の本件に関する申請については、事後報告で差し支えない」と記されている。

上記の厚生省による許可行為を受け、北海道は札幌大会組織委員会に対し、大会運営に必要な設備の建設許可を随時行うようになる。北海道知事は、1969年1月18日、札幌大会組織委員会に対し、競技場内取付道路や、橋梁の建設について許可した<sup>53)</sup>。また、これには建設の条件として次のように記されている。

1. 仮工作物の撤去期限は昭和47年12月末日までとする。
2. 工事施行に伴う切取・盛土法面及び捨上箇所はすみやかに緑化すること。

上記から、仮設の設備は1972年12月末日までに撤去することや、工事によって削られた箇所のすみやかな緑化を条件付けていたことがわかる。

続いて、1969年9月29日には、北海道知事が札幌大会組織委員会に対し、運営本部、サブプレスセンターおよび整備員宿泊棟などの建設を、1970年6月10日には発電施設の建設と配電線の設置を許可した<sup>54)</sup>。

1971年8月27日、北海道知事は、札幌大会組織委員会に対し、選手通路の改良と土地形状の変更を許可した。但し、建設の条件として次のように記されている。

- (1) 仮工作物の撤去期限は昭和47年12月末日までに撤去すること。
- (2) 駐車場は昭和47年12月末日までに植樹等

により自然植生への回復を図ること。

- (3) 土工事により近隣緑地内へ土砂が流出しないよう処置すること。

この許可行為に関する背景として、1971年5月13日付の北海道新聞<sup>55)</sup>では、FISの代表が「プレオリンピック」を視察した際に危険な箇所を発見したことが報じられている。なお、「プレオリンピック」とは、札幌大会のテストイベントとして位置付けられた「札幌国際冬季スポーツ大会」のことである<sup>56)</sup>。したがって、土地形状の変更については、テストイベントの運営実績を踏まえ、競技を安全に実施することを目的として行われたと考えられる。

以降、本研究において使用した史資料に基づけば、札幌大会閉会後まで競技場建設に関する許可行為が行われていない。したがって、恵庭岳滑降競技場は、1971年8月27日の許可行為の後、それに基づく工事が行われ、竣工に至ったといえる。

## V 滑降競技場の存置要望に対する札幌大会組織委員会の対応

冒頭で示した通り、先行研究では近隣都市やスキー連盟の関係者が恵庭岳滑降競技場の存置を要望していたことが示されているが、札幌大会組織委員会においてこの件について議論がなされていたことがうかがえる。1972年3月24日に開催された同組織委員会における第31回組織委員会の議事録には、次のように記されている<sup>57)</sup>。

### 西田委員

施設は撤去して原状回復という説明であるが、処理方針として決定したのか。

### 事務総長

本会（組織委員会——筆者注）建設の施設としては、恵庭、ボブスレー、手稲リュージュ、距離等があるが、恵庭を除いては今後道（北海道——筆者注）、市（札幌市——筆者注）、関係競技団体と協議のうえ処理したいと考えているが、恵庭については、

環境庁が原状回復を強く望んでいるため難しい問題と思う。

しかし、予算としては一応原状回復の計画で計上してあるが、今後推移により減額もあり得る。

#### 西田委員

恵庭は原状回復に踏み切つたととれるが、結論が出たのか。

#### 事務総長

建設着手時の条件でもあり、従来の経過からみても原状回復を要するであろうと思慮される。

#### 西田委員

当初の条件は聞いているが、存置の方向で努力する意図はどうか。

また、事情はわかるが、他に求められない施設でもあり、オリンピックの使命を果たしたら撤去ということになると国際的道義からもどうかと思う。しかし、自然環境保護を無視してもよいということではないが。

#### 事務総長

昨年後半から大会終了後の方途の一つとして存置することで努力を重ねたが、環境庁としては当初の条件通りの強い意図で、この線の後退はないと考えられる。

上記から、西田委員<sup>58)</sup>は、環境保護を無視して良いと考えてはいないものの、恵庭岳滑降競技場を存置できるよう努力すべきと主張していることがわかる。しかしその一方で、事務総長は、存置できるよう努力したものの、環境庁が原状回復を望んでいることから存置は困難であると回答している。

続いて、同議事録には、次のように記されている。

#### 西田委員

環境庁長官の意見も尊重すべきであろうが、その他の意見についても検討する余地

は全く残されていないのか。

… (中略) …

#### 島本委員

西田委員の含蓄のある発言があつたが、恵庭競技場を残すことについて反対ではなく、関係当局に折衝もしたが原状回復について非常に固い意向であり、約条を撤回させること不能と思われる。

むしろ約条を変更して原状復旧をしなかつた場合は、オリンピックを成功させた国が自国の環境問題をなおざりにすることについて、各国の批判を浴びることに連がることを考えるべきであるという意向であるので、本会としても了承されたい。

上記から、西田委員は環境庁の意見を尊重しつつも、異なる意見についても検討する余地は残されていないかを確認する一方で、島本委員<sup>59)</sup>は環境庁等に折衝したものの原状回復を撤回することは不可能であると回答していることがわかる。また、島本委員は、オリンピック開催国が環境問題を無視あるいは軽視することによって国際的に批判を受ける可能性があると主張している。しかしながら、この会議では、設備の撤去と跡地への植林を講じることになったのか、あるいは存置となったのか、正式な決定についてはうかがい知ることができない。

1972年6月29日に開催された第32回組織委員会の議事録には、次のように記されている<sup>60)</sup>。なお、この議事録には発言者は記載されていない。

#### (10) 恵庭岳滑降競技場

この施設を建設する際の条件に基づき、施設を撤去し、復原します。撤去、復原の方法については、自然景観の回復、治山等の各種の観点から考慮しなければなりませんので、環境庁、林野庁等関係官庁と十分意見を調整します。

上記から、札幌大会組織委員会では、環境庁や

林野庁などの関係官庁と調整し、恵庭岳滑降競技場の施設を撤去し復原することが決定されたことがわかる。このことから、恵庭岳滑降競技場の存置の要望があったものの、最終的には設備の撤去と跡地への植林を講じることが確認されたといえる。

ところで、先行研究では北海道自然保護協会の見解を札幌大会組織委員会の意思決定に反映し得る人物の存在について指摘されていたが、前述の通り札幌大会組織委員会では西田委員と島本委員により恵庭岳滑降競技場跡地の処理方策に関する具体的な意見交換がなされていたことがわかる。なお、西田委員は札幌オリンピック担当大臣に就任していたとともに、北海道開発審議会委員、日本スケート連盟副会長など北海道の経済界やスポーツ界における重役を歴任していた人物であり<sup>61)</sup>、島本委員は著書「公害」の出版、衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会理事を歴任するなど、環境保護に関する活動を積極的に行っていた人物である<sup>62)</sup>。その一方で、石塚<sup>63)</sup>は、同大会の立候補都市であったカナダのバンフ(Banff)では、カナダのNOCや招致委員会が自然破壊に対する抗議運動を少数意見と捉え、その主張を否定するとともに政府の支持を前面に押し出していたことから、民主的な意思決定プロセスの前提にある「多様性の尊重」の側面においてバンフと札幌の両者の対応に違いがあったと結論づけている。これらの指摘を踏まえると、札幌大会組織委員会における西田委員と島本委員による意見交換は、「スポーツを推進する側」と「自然保護を推進する側」双方の意見をすりあわせるとともに、少なくとも札幌大会組織委員会内において競技場建設と環境保護の両立の重要性を再確認する契機となったとみることができる。

ところが、同議事録には次のように続いている。

なお、滑降コースは、撤去、復原することになっておりますが、滑降競技場のゴール付近の平地及び運営本部、宿泊棟等の施設を利

用して、小、中学生に自然に親しませるための「少年自然の村」を設置する構想が、地元千歳市の方で計画されておりますが、自然環境の保全の趣旨とも合致するように思われますので、関係方面（環境庁、林野庁等——筆者注）の了承を得られるならば、組織委員会としても、これに協力したいと考えております。

上記から、札幌大会組織委員会では、恵庭岳滑降競技場を撤去および復原するものの、自然環境の保全の趣旨とも合致することから一部を千歳市が計画する「少年自然の村」の設置構想に協力することが提案されていることがわかる。この件について、支笏湖ビジターセンターの「支笏湖歴史年表」<sup>64)</sup>によれば、「少年自然の村」は「支笏湖自然の村」のことであり、実際に開村していたことがうかがえる。また、この「支笏湖歴史年表」には、「支笏湖自然の村」は1977年9月に廃村が決定し、1978年に解体されたとの記録がある。しかしながら、本研究で用いた史資料には「支笏湖自然の村」の詳細については記されていなかった。

## Ⅵ おわりに

本研究では、近年におけるIOCの環境保護や持続可能性をめぐる動向や恵庭岳滑降競技場の建設に関する準備段階から恵庭岳復原工事の実施を決定するに至る一連の議論を概観した上で、行政文書と札幌大会組織委員会議事録の検討を行った。その結果、これまで明らかにされてこなかった、跡地の処理方策決定以降の競技場竣工に至る経緯、さらには滑降競技場の存置要望に対する札幌大会組織委員会の対応を明らかにすることができた。

恵庭岳滑降競技場の建設が「従来の林相に早急に回復しうるような方法で植林すること」として厚生省に許可されたことを受け、競技設備を1972年12月末日までに撤去することや、樹木の伐採は最小限に留めること、工事によって削られた箇所



は速やかに緑化することを条件付けた。この厚生省による許可行為を受け、北海道は札幌大会組織委員会に対し、大会運営に必要な設備の建設許可を随時行った。1971年には、北海道は札幌大会組織委員会に対し選手通路の改良と土地形状の変更を許可した。この土地形状の変更は、札幌大会のテストイベントとして位置付けられた「札幌国際冬季スポーツ大会」における運営実績やFISの指摘を踏まえ、札幌大会において競技を安全に実施することを目的として行われたものであった。これらのことから、恵庭岳滑降競技場は、札幌大会出場選手への安全にも配慮しつつ、速やかな緑化を求められながら建設が進められ、竣工に至ったといえる。しかしながら、先田<sup>65)</sup>が指摘したように、現時点では恵庭岳滑降競技場跡地は「約束通り」に復原されたとはいえない状況にある。

また、札幌大会組織委員会では、恵庭岳滑降競技場の存置を求める意見が挙がり議論がなされた。これは近年IOCが公表した「オリンピック・アジェンダ2020」<sup>66)</sup>に掲げられている既存施設の使用の推奨等に該当するものであるということもできる。ところが、札幌大会組織委員会は、環境庁や林野庁等関係官庁との調整により復原を条件として競技場建設が許可されたことや、国際社会から環境問題を無視あるいは軽視していると批判を受ける可能性があるため、その状況を委員間における意見交換を通じて再確認した上で存置案を退けることとした。この意見交換は、先行研究が指摘したような結果的に構築された多様なステークホルダーを擁する組織体制による偶然の産物とも考えられる。しかし、本研究における検討結果に基づけば、札幌大会組織委員会では競技団体等のスポーツ関連団体と環境保護団体等の非スポーツ関連団体の両者の相反する意見が取り上げられるとともに、互いの主張を尊重した発言がなされていたことから、多様なステークホルダーの見解を尊重した意思決定が行われていたといえる。このことは、人々の生活や健康に影響を与える可能性がある場合に影響を受ける可能性のある人々の視点を考慮すべきであることなど

を示した「IOC人権に関する戦略的枠組み (IOC Strategic Framework on Human Rights)」<sup>67)</sup>とも軌を一にするものであり、今後のIOCにおける人権保護および尊重のあり方にも示唆を与え得ることができよう。

さらに、近年においては、IOCは国際スポーツ界を先導する立場として、また組織におけるガバナンスの確保と軌を一にするものとして気候変動対策を中心とした環境保護の追求や持続可能性の確保に関する取り組みを推進している。国内では、スポーツ関連団体が適切な組織運営を行う上での原則および規範を示した「スポーツ団体ガバナンスコード」が策定され、スポーツ関連団体には「組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること」が求められている<sup>68)</sup>。なお、これを策定するための基準の一つとなった上場企業のガイドライン「コーポレートガバナンス・コード」<sup>69)</sup>においても役員等の構成における多様性の確保が求められるとともに、「社会・環境問題をはじめとするサステナビリティをめぐる課題について、適切な対応を行うべきである」とされ、上場企業には気候変動対策に関する情報開示も求められている。石鍋<sup>70)</sup>によれば、今後は中長期的な企業価値の維持・向上に資するか否かといった観点から、各企業においてサステナビリティ（持続可能性）に関する取り組みのための基本方針を策定するとともに自社の具体的な取り組みを開示することが求められることになるという。この状況を踏まえると、近い将来において「スポーツ団体ガバナンスコード」は「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえた改訂がなされるべきであり、スポーツ関連団体はこれまでに以上に構成員等における多様性の確保を図るとともに、気候変動対策を中心とした環境保護への基本方針を策定し、具体的な取り組みを講じることが求められるべきと考える。したがって、井手<sup>71)</sup>が「自然を破壊することが、どれ程高価なものにつくかを知らしめて今後のいましめになりたい」と指摘しているように、本研究によって明らかになった恵庭岳復原工事に至るまでの意思決定プロ

セスや競技場跡地の復原状況を、持続可能なオリンピック・ムーブメントないしスポーツの推進を展開するための、かつスポーツ関連団体におけるガバナンスの確保に資する「オリンピック・レガシー」として捉えていく必要があるといえよう。

以下に、本研究の限界と発展させるための課題を示しておきたい。

本研究は主に行政文書や大会組織委員会議事録などの一次史料を用いて検討を行い、組織における意思決定プロセスを明らかにしたものである。しかしながら、札幌大会組織委員会委員の間で水面下での意見交換はなされなかったのだろうか。あったとすれば、どのような意見交換がなされたのか。これを解明するには、委員間で交わされた往復書簡等を発掘し検討する必要がある。

また、本研究における検討により、恵庭岳滑降競技場跡地が1977年までその一部が「支笏湖自然の村」として後に利用されたことがうかがえる。しかしながら、どのような経緯で「支笏湖自然の村」の設置構想が生起し、建設に至ったのだろうか。また、既に跡地を植林によって復原することが決定していたため、「支笏湖自然の村」の建設に対する批判は挙がらなかったのだろうか。これを解明するには、「支笏湖自然の村」の建設に関する行政文書等を発掘し検討する必要があると考える。

さらに、先行研究では、札幌による1984年に開催された第14回オリンピック冬季競技大会の招致活動期において、恵庭岳滑降競技場建設問題を背景として抗議運動が発生していたことが指摘されている<sup>72)</sup>。しかしながら、どのような抗議運動が発生していたのだろうか。また、恵庭岳滑降競技場建設問題が第14回オリンピック冬季競技大会の招致活動期においてどのように捉えられていたのだろうか。これらの課題も解明する必要があるといえる。

## 注および引用・参考文献

- 1) 札幌大会は1972年2月3日から2月13日まで開催された。1972年当時の札幌大会における組織委員の構成は、会長：植村甲午郎（経済団体連合会会長）、副会長：板垣武四（札幌市長）ら3名、理事：町村金五（北海道知事、北海道自然保護協会名誉会長）ら31名、監事：東条猛猪（札幌銀行協会会長、北海道自然保護協会会長）ら3名、計38名（財界6名 体協・競技団体10名、政界14名、学識経験5名、報道3名）。
- 2) 札幌大会のスキー競技におけるアルペン種目は、回転、大回転および滑降の3つであった。
- 3) 一般に「復元」は消失してしまったものを旧に復することをいい、「復原」は当初の状態が改造されたりして変化した現状をもとの状態に戻すことをいう。典拠を以下に示す。  
・鈴木博之. 復原思想の社会史. 株式会社建築資料研究社. 2006. p.6-9.
- 4) 本研究における札幌大会の開催準備期の定義は、1960年3月24日（1968年第10回オリンピック冬季競技大会の開催地に立候補することが札幌市議会で議決された日）から、1972年2月2日（札幌大会の開会式の前日）とする。1968年第10回オリンピック冬季競技大会の立候補期間を含めた理由は、第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会が第10回オリンピック冬季大会札幌招致委員会の業績を引き継いでいることを明記しているためである。典拠を以下に示す。  
・第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会. 第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会報告書. 1966.
- 5) Cantelon, H. and Letters, M. The Making of the IOC Environmental Policy as the Third Dimension of the Olympic Movement. *International Review for the Sociology of Sport*. 35(3). p.294-308. 2000.

- 6) 「持続可能な発展」は、現在では「持続可能性 (Sustainability)」、「サステナビリティ」とも呼称され、従来よりも広い領域や分野を対象とし、「自然環境の尊重」、「人間の尊厳」、「多様性の尊重」、「非排他性」および「機会均等」などが該当する。典拠を以下に示す。
- ・国立研究法人国立環境研究所。「持続可能な発展」と「持続可能性」. 国立環境研究所ニュース. 32(6). 2013.  
<https://www.nies.go.jp/kanko/news/32/32-6/32-6-04.html> (確認日: 2023年5月15日)
  - ・文部科学省. ESD (Education for Sustainable Development).  
<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm> (確認日: 2023年5月15日)
- 7) 国際自然保護連合・国連環境計画・世界自然保護基金 (財団法人 世界自然保護基金日本委員会訳). 新・世界環境保全戦略 かけがえのない地球を大切に. 小学館. 1992. p.1-5.
- 8) International Olympic Committee. Olympic Agenda 2020. 2014.
- 9) International Olympic Committee. IOC Sustainability Strategy. 2017.
- 10) International Olympic Committee. Olympic Agenda 2020+5 15 Recommendations. 2021.
- 11) Landry, F. and Yelès, M. 1894-1994 the International Olympic Committee One Hundred Years: The Idea - The Presidents - The Achievements, Volume 3. International Olympic Committee. p.283-288. 1997.
- 12) Chappelet, J. L. Olympic Environmental Concerns as a Legacy of the Winter Games, The International Journal of the History of Sport. 25(14). p.1884-1902. 2008.
- 13) 前掲7.
- 14) 石塚創也. 1972年第11回オリンピック冬季競技大会 (札幌大会) の開催準備期における滑降競技会場移転論争: IOC理事会・総会議事録およびIOCと大会組織委員会の往復文書の検討を中心に. 体育史研究. 32. p.13-26. 2015.
- 15) Tahara, J. Japanese Challenge for Environmental Protection in the Olympic Movement. In: Chia, M. and Chiang, J. (Eds.) Sport Science and Studies in Asia Issues, Reflections and Emergent Solutions. World Scientific Publishing Co. Pte. Ltd. p.285-293. 2010.
- 16) 石塚創也. 1972年第11回オリンピック冬季競技大会 (札幌大会) の開催準備期における恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論: 大会組織委員会議事録および北海道自然保護協会会報の検討を中心に. 体育史研究. 31. p.21-36. 2014.
- 17) 前掲14.
- 18) 石塚創也. 恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論: 地方紙「北海道新聞」の検討を中心に. スキー研究. 12. p.43-50. 2015.
- 19) 石塚創也. 第11回オリンピック冬季競技大会 (札幌大会) における恵庭岳滑降競技場建設問題に関する歴史学的研究, 2019年度中京大学博士審査学位論文. 中京大学. 2020.
- 20) Ishizuka, S. Construction difficulties at Mount Eniwa's Downhill course for the 1972 Sapporo Winter Olympics. Journal of Olympic History. 31(1). p.16-24. 2023.
- 21) 北海道教育庁保健体育課. 冬季オリンピックに関する綴. 北海道教育庁保健体育課. 1963.
- 22) フリードル・ヴォルフガングは、当時のFISのアルペン競技委員長である。
- 23) 第10回オリンピック冬季大会札幌招致委員会. 第10回オリンピック冬季大会札幌招致委員会報告書. 1964. 付録p.5.
- 24) 北海道自然保護協会は1964年に設立された任意団体. 1979年に社団法人として認可され、2012年に一般社団法人に移行した。
- 25) 井手貢夫. 北海道自然保護協会会報No.3. 北

- 海道自然保護協会. 1966. p.1.
- 26) 前掲25.
- 27) 前掲15.
- 28) 恵庭岳のコースと自然保護 井手貢夫. 北海道新聞. 1966 (昭和41)年9月6日. 夕刊3面.
- 29) 井手貢夫. 北海道自然保護協会の発足とその活動. 俵浩三編, 北海道自然保護協会誌「北海道の自然」第33号. 北海道自然保護協会. 1995. p.13-15.
- 30) 前掲14.
- 31) Letter from Brundage, A. to Uemura, K., unknown, 23 September, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.
- 32) Letter from Sato, T. to Brundage, A., Tokyo, 11 October, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.
- 33) 前掲14.
- 34) 井手貢夫. 北海道自然保護協会会報No.4. 北海道自然保護協会. 1967. p.1-2.
- 35) 前掲34.
- 36) 前掲34.
- 37) 環境省. 許可行為の事前調整 恵庭岳オリンピック跡地の復元. 環境庁自然保護局企画調整課・自然保護局保護管理課, 昭和49年05月27日-昭和50年08月15日, 国立公文書館(請求番号:平成22環境00600100). 2000.
- 38) 前掲18.
- 39) 前掲16.
- 40) 前掲19, 結論. p.118-130.
- 41) 矢島崇, 菊池俊一, 内海洋太, 真坂一彦, 熊谷雄介. 樹冠組成と下層植生からみた恵庭岳滑降競技場跡地の植生回復. 森林科学. 14. p.50-57. 1995.
- 42) 先田次雄. 札幌オリンピック大会恵庭岳滑降コース 緑化復元の現状を見る. 北海道の自然(北海道自然保護協会誌). 56. p.32-37. 2018.
- 43) Preuss, H. The Conceptualisation and Measurement of Mega Sport Event Legacies. Journal of Sports & Tourism. 12. p.207-227. 2007.
- 44) Chappellet, J. L. Mega Sporting Event Legacies: A Multifaceted Concept, Papeles de Europa. 25. p.76-86. 2012.
- 45) 荒牧亜衣. 第30回オリンピック競技大会招致関連資料からみるオリンピック・レガシー. 体育学研究. 58(1). p.1-17. 2013.
- 46) International Olympic Committee. Information for Cities which desire to stage the Olympic Games. Annex to the Olympic Games. 1955. p.9-11.
- 47) International Olympic Committee. Information for Cities which desire to stage the Olympic Games. The Olympic Games. 1967. p.113-115.
- 48) 石塚創也. 第11回オリンピック冬季競技大会の立候補都市バンフ(カナダ)の競技場建設をめぐる意見交換: IOC会長とCODA会長およびCOA会長における往復書簡の検討を中心に. スキー研究. 18. p.23-35. 2022.
- 49) 前掲37.
- 50) 財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会. 組織委員会議事録 第1回-第31回. 1972.
- 51) 財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会. 財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会原義書(起案:昭和47年7月31日47組織委第6号 件名:第32回組織委員会議の議事録について), 組織委員会関係, 幹事会関係綴. 1972.
- 52) 前掲37.
- 53) 前掲37.
- 54) 前掲37.
- 55) 「安全第一主義で」恵庭岳滑降コースの変更 視察のFIS代表が記者会見. 北海道新聞. 1971(昭和46)年5月13日, 朝刊11面.
- 56) 財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会. 第11回オリンピック冬季大会公式報告書. 1972. p.87.

- 57) 前掲50. p.585-588.
- 58) 西田信一 (1902年10月15日 - 2003年 4月10日)。国政では参議院議員、北海道開発庁長官、科学技術庁長官、オリンピック担当相を歴任。スポーツ界では日本スケート連盟副会長、北海道アイスホッケー連盟会長を歴任。
- 59) 島本虎三 (1914年 6月20日 - 1989年11月10日)。日本社会党所属の衆議院議員。
- 60) 前掲51.
- 61) 辻俊一. その男 西田信一. グリーン書房. 1977.
- 62) 島本虎三. まぼろしの黄金律. 全電通労働組合北海道本部政治局. 1979.
- 63) 前掲48.
- 64) 支笏洞爺国立公園支笏湖ビジターセンター. 支笏湖歴史年表.  
<http://shikotsukovc.sakura.ne.jp/history/shikotsuhistory200402.pdf> (確認日: 2023年 5月15日)
- 65) 前掲42.
- 66) 前掲 8.
- 67) International Olympic Committee. IOC Strategic Framework on Human Rights. 2022.
- 68) スポーツ庁. スポーツ団体ガバナンスコード <中央競技団体向け>. 2019.  
「スポーツ団体ガバナンスコード」は大会組織委員会を対象としていないが、2030年冬季大会の招致をめざす札幌市とJOCは、東京2020大会組織委員会における受託収賄事件を受け、同コードが掲げる指針に鑑みガバナンスの確保に取り組むことを提言している。典拠を以下に示す。  
・北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピック冬季競技大会に向けて. 北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致ウェブサイト.  
<https://winter-hokkaido-sapporo.jp/news/757> (確認日: 2023年 5月15日)
- 69) 東京証券取引所. コーポレートガバナンス・コード ~会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために~. 2021.
- 70) 石鍋謙吾. サステナビリティ (ESG要素を含む中長期的な持続可能性) を巡る課題への取り組み. ビジネス法務. 21(8). p.55-58. 2021.
- 71) 前掲29.
- 72) Kagaya, S. Infrastructural facilities provision for Sapporo's winter Olympic of 1972 and its effects on regional developments. *Revue de géographie alpine*. 79(3). p.59-71. 1991.

(2023年 5月27日受付)  
(2023年 8月19日受理)